

特定美術品についての相続税の納税猶予に係る免除届出書（その他）

税務署
受付印

令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日

____ 税務署長

令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日に 特定美術品を寄託先美術館の設置者に贈与 したので、租税特別措置法
特定美術品が災害により滅失

第70条の6の7第14項の規定により、次の相続税を免除されたいので租税特別措置法施行令第40条の7の7第24項の規定により届け出ます。

【届出者】

〒 _____ 住所 _____ 氏名 _____

1 被相続人に関する事項

被相続人	住所	氏名
相続（遺贈）があった年月日		令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日

2 事由発生日の直前における猶予中相続税額 _____ 円

3 免除を受ける相続税額 _____ 円

4 届出に係る特定美術品に関する事項

① 名称			
② 員数			
③ 種類 ^(注)	重要文化財 ・ 登録有形文化財		
④ 指定・登録年月日等	指定・登録年月日	____ 年 ____ 月 ____ 日	
	記号・登録番号		

(注) ③欄は、いずれか該当するものを丸で囲んでください。

5 贈与を受けた寄託先美術館の設置者に関する事項

(注) 届出の事由が、特定美術品の寄託先美術館の設置者への贈与である場合に記載してください。

名称	所在地
----	-----

6 特定美術品の滅失に関する事項

(注) 届出の事由が、特定美術品の災害による滅失である場合に記載してください。

① 災害の種類			
② 保険契約等に関する事項	種類	名称	
	保険会社等	名称	所在地

7 新たな寄託に係る承認等に関する事項

(注) 届出に係る事由発生日において、租税特別措置法第70条の6の7第4項、第5項若しくは租税特別措置法施行令第40条の7の7第3項の規定の適用を受けている場合又は同法第70条の6の7第4項若しくは第5項の規定の適用を受けようとしている場合に記載してください。

① 適用規定	租税特別措置法第70条の6の7第4項・第5項・租税特別措置法施行令第40条の7の7第3項		
② 事由	契約期間の終了		
	寄託先美術館の 登録の取消 ・ 登録の抹消 ・ 指定の取消		
③ 年月日	令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日		
④ 寄託先美術館	名称	所在地	

関与税理士	電話番号
※	通信日付印の年月日 (確認) 猶予整理簿 検算 整理簿番号
	____ 年 ____ 月 ____ 日

※欄は記入しないでください。

(裏)

記 載 方 法 等

この届出書は、特定美術品についての相続税の納税猶予を受けている寄託相続人が、①特定美術品を寄託先美術館の設置者に贈与した場合又は②特定美術品が災害により滅失した場合（当該特定美術品に付された保険に係る保険契約により保険金が支払われない場合に限られます。）において、租税特別措置法第70条の6の7第14項の規定による納税猶予税額の免除を受けるときに使用してください。

なお、寄託先美術館の設置者への贈与ごと又は災害による滅失ごとに、届出書を作成してください。

1 記載方法等

- (1) 本文の「**特定美術品を寄託先美術館の設置者に贈与**
特定美術品が災害により滅失」の箇所については、該当する部分以外の文字を横線で抹消してください。
- (2) 「**2 事由発生日の直前における猶予中相続税額**」欄は、届出に係る事由が生じた日（以下「事由発生日」といいます。）の直前において納税猶予の適用を受けている全ての特定美術品に係る納税猶予税額の合計額を記載してください。
- (3) 「**3 免除を受ける相続税額**」欄は、届出に係る全ての特定美術品に対応する納税猶予税額の合計額を記載してください。
- (4) 「**4 届出に係る特定美術品に関する事項**」欄
 - イ ③欄は、いずれか該当するものを丸で囲んでください。
 - ロ ④欄は、文化財保護法第27条第1項の規定により重要文化財と指定された年月日及び指定書の記号番号又は同法第57条第1項の規定により登録有形文化財として登録された年月日及び登録番号を記載してください。
 - ハ 届出に係る特定美術品が複数ある場合には、適宜の用紙に記載の上、添付してください。
- (5) 「**6 特定美術品の滅失に関する事項**」欄
 - イ ①欄は、震災、風水害、落雷、噴火等、災害の種類について記載してください。
 - ロ ②欄は、滅失をした特定美術品に付されていた保険契約等の内容について記載してください。
- (6) 「**7 新たな寄託に係る承認等に関する事項**」欄
 - イ ①欄は、事由発生日において適用を受けていた規定又は適用を受けようとしていた規定について、いずれか該当するものを丸で囲んでください。
 - ロ ②欄は、いずれか該当するものを丸で囲み、③欄は、その事由が生じた年月日を記載し、④欄は、その事由に係る寄託先美術館について、記載してください。

2 添付書類

- (1) 事由発生日の前日（特定美術品に係る認定保存活用計画の計画期間が満了した日から租税特別措置法第70条の6の7第3項第5号に規定する4月を経過する日までの間に死亡等の日があった場合において、事由発生日前に特定美術品に係る新たな認定保存活用計画の認定を受けていないときは、計画期間が満了する日）において現に効力を有する特定美術品に係る認定保存活用計画の計画書の写し及び認定保存活用計画の認定に係る通知の写し
- (2) 事由発生日において租税特別措置法第70条の6の7第14項の規定の適用を受けようとする特定美術品を寄託先美術館の設置者に寄託していた場合には、次に掲げる事項を証する寄託先美術館の設置者が発行する書類
 - イ 寄託契約に基づき特定美術品の寄託が継続して行われている旨
 - ロ 直前の継続届出書の届出期限（最初の届出期限が死亡等の日後に到来する場合には、相続税の申告書の提出期限）から事由発生日までの間に寄託先美術館において特定美術品の公開が行われた期間
- (3) 届出事由が特定美術品の寄託先美術館の設置者への贈与である場合
寄託先美術館への贈与に係る契約書の写しその他の書類で当該寄託先美術館の設置者が当該贈与を受けた旨及びその年月日並びに当該特定美術品の明細を明らかにする書類
- (4) 届出事由が特定美術品の災害による滅失である場合
 - イ 特定美術品に付された保険に係る保険証券の写しその他の書類で、災害により滅失した特定美術品について保険に係る保険契約により保険金が支払われないことを明らかにする書類
 - ロ 特定美術品が災害により滅失をした旨を証する文化庁長官の書類
- (5) 租税特別措置法第70条の6の7第4項の規定の適用を受けようとしていた場合には、寄託先美術館の設置者からの寄託契約の解除又はその寄託契約の更新を行わない旨の申し出によるものであること及び契約期間が終了した年月日を明らかにする書類（寄託先美術館の設置者が発行するものに限りません。）
- (6) 租税特別措置法第70条の6の7第5項の規定の適用を受けようとしていた場合には、寄託先美術館について、登録を取り消され、若しくは抹消され、又は事由が生じた旨及びその年月日を明らかにする書類